

京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第86号

京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条から第8条までを削り、第9条を第3条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)